

大正七年の皇室典範増補と王公家軌範の制定

島 善 高

はしがき

筆者はここ数年、明治皇室典範制定過程の研究に従事し、近々それに関する資料集を刊行する予定でいるが、本稿はその一環として、大正七年に行われた皇室典範増補について論じたものである。既にこの問題については高久嶺之介氏の詳細な研究（「大正期皇室法令をめぐる紛争(下)」『社会科学』二八・三四号及び「近代日本の皇室制度」鈴木正幸編『近代の天皇』吉川弘文館刊所収）があつて、本稿も多くを同氏の研究に負っているけれども、それでも猶あえてこれを公にしたのは、従来殆ど紹介されたことのない平沼騏一郎文書所収の王公家軌範案関係史料（国立国会図書館憲政資料室所蔵）についての筆者の理解が当を得たものであるのかどうかご批判を仰ごうと思つたからである。忌憚のない御叱正をお願いしたい。

一 帝室制度審議会の設置

明治四十年二月に帝室制度調査局が廃止され、残務取調も終わつた後、明治四十一年一月二十二日、宮内大臣の下に皇室令整理委員が設置され、奥田義人、岡野敬次郎、栗原広太そして森泰二郎の四名がその委員となり、伊東巳代治が御内沙汰で委員の仕事を指導主宰した。⁽¹⁾ 皇室令整理委員の任務は、天皇の手元に捧呈してある草案の下問について奉答すること、また内閣・枢密院・皇族会議等に於いて説明の衝に当たることであつたが、程なく、明治四十四年三月に皇室令整理委員は解任された。まだ天皇から下付されない法律案、勅令案、皇室令案があり、下付されたものの中にも制定公布に至らぬものが残つていたが、明治天皇崩御、昭憲皇太后の崩御、大正天皇の即位と儀式が続いたため、皇室制度の調査も暫く中絶した。⁽²⁾

ところで、明治四十三年八月、韓国併合が行なわれ、八月二十九日に栗原らが起草した「前韓国皇室殊遇ノ詔書」⁽³⁾「李家殊遇ノ詔書」が出され、その中に「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テシ特ニ殿下ノ敬称ヲ用」いさせる云々とあつたが、大正五年八月頃、皇室と李王家との間に婚姻問題が発生して、すなわち朝鮮総督寺内正毅が仲介役となり梨本宮方子女王と李王世子との間に婚姻関係が成立するようになって、⁽⁴⁾ 前韓国皇室の法的地位をはっきりさせる必要が生じてきた。ちょうどその頃、大正五年九月上旬、伊東巳代治が「皇室制度再査議」(憲政資料室所蔵倉富三郎文書。『伯爵伊東巳代治』下巻三〇頁以下)を提出、これを大隈重信首相や波多野敬直宮内大臣らに送つて、まだ発表になつていない皇室令の進行、及び懸案となつていた朝鮮王公族に関する軌儀の制定をうながしたのである。⁽⁵⁾

そこで宮内省は、大正五年十一月四日、帝室制度審議会を設置し、伊東巳代治を總裁としたほか、平沼騏一郎・倉富勇三郎・岡野敬次郎・奥田義人・有松英義・富井政章・鈴木喜三郎・馬場鏊一・二上兵治・石原健三・山内確三郎らを委員に任じ、「李王家関係ノ諸案起草」に従事する第一特別委員に岡野・平沼・有松・倉富・奥田・二上・富井を、「皇統譜令及施行規則」を担当する第二特別委員に奥田・石原・二上を、「皇室裁判令」を担当する第三特別委員に岡野・平沼・鈴木・山内を、「請願令」を担当する第四特別委員に岡野・平沼・有松・二上・馬場を、「遺言令及後見令」を担当する第五特別委員に奥田・山内・富井を、それぞれ配置した。そして伊東は十一月十四日、帝室制度審議会の初会合で演説し、各特別委員を発表するとともに、帝室制度の完備にむけての意欲を示した(憲政資料室所蔵倉富勇三郎文書所収「伊東帝室制度審議会總裁演説」)。

大正五年十一月十五日、李王家関係の諸案起草に従事する第一特別委員会が開かれ、第一「王族公族ニ関スル法規ノ件」と第二「皇族ト王族トノ婚嫁ニ関スル件」とが審議された。⁽⁶⁾ 第一については

- 一 王公族礼遇ノ詔書ハ併合条約ヲ根拠シテ発セラレタルモノナリヤ
- 二 礼遇詔書ニ於テ「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テス」トアルハ其ノ意義如何

(中略)

- 三 以上諸問題ニ関聯シテ更ニ前提問題トシテ皇族ノ国法上ノ地位ヲ明瞭ニスルノ必要ヲ生ス即皇族ノ国法上ノ地位如何

(中略)

- 四 然ラハ王族公族ノ国法上ノ地位如何

(一) 王族公族ハ臣民ナリヤ

(二) 王族公族ハ臣籍ニ在リヤ

五 王族公族ヲ臣民ニアラストセハ

(一) 皇室典範其ノ他皇族ニ関スル規定ハ皇位繼承ニ関スル部分ヲ除キ總テ之ヲ王族公族ニ適用又ハ準用スヘキヤ

(二) 又ハ皇室典範増補ヲ以テ之ヲ定ムヘキヤ

六 王族公族ヲ臣民ナリトセハ

(一) 一般臣民ト全然同一ノ法規ヲ以テ律スヘキモノナリヤ

(二) 又ハ臣民中特殊ノ地位ヲ認メ或種ノ法規ハ之ヲ提供セサルモノトシ特別ノ規定ヲ以テ之ヲ律スヘキモノナリヤ

(三) 特殊事項ニ限り特別規定ヲ要ストセハ其ノ公式如何

(イ) 法律ヲ以テスヘキヤ

(ロ) 法律ヲ以テ皇室令制令又ハ其ノ他別種ノ形式(例ヘハ王族令此ノ名称ハ仮ニ之ヲ用ユ)ニ委任スヘキヤ

(ハ) 直ニ皇室令ヲ以テスヘキヤ

(三) 内容ニ依リテ区分シ權義ハ之ヲ法律ヲ以テ規定シ其ノ他ハ皇室令ヲ以テ規定スヘキヤ

(ホ) 直ニ制令ヲ以テ規定スヘキヤ

(ヘ) 詔書ヲ以テスヘキヤ

- (ト) 皇室典範ト形式的効力ヲ等シクスル王家典範(又ハ李王家軌儀此ノ名称ハ仮ニ用ユ)ヲ以テスヘキヤ
- (チ) 直ニ王族令(此ノ名称ハ仮ニ用ユ)□□□稱スヘキ公式ヲ以テ規定スヘキヤ
- 七 前段記載事項ニ関聯シテ種々ノ法律問題ヲ生ス
- (一) 詔書ヲ以テ憲法又ハ皇室典範ニ矛盾スルコトヲ定メ得ルカ
- (二) 法律ヲ以テ皇室令ニ委任スルコトヲ得ルカ
- (三) 直ニ皇室令ヲ以テ制定スルトセハ其ノ根拠如何
- (四) 新ニ王族令ヲ設クトセハ其ノ根拠如何其ノ形式的効力如何
- 八 以上ノ結果公式令ニ相当ノ改正ヲ施スヘキニアラサルカ
- 九 礼遇スヘキ王公族ノ範圍如何
- (一) 李王李太王王世子及其ノ妃各員ヲ個々獨立トシテ認ムヘキヤ
- (二) 又ハ李王家ナル一家トシテ之ヲ認ムヘキヤ
- (三) 一家トシテ認ムルナラハ李王ノ兄弟王世子ニアラサル子女ハ何等ノ礼遇ヲ享ケサルカ然ラハ王及王世子ノ兄弟姉妹ハ貴族ヨリモ礼遇ニ於テ劣ルニアラサルカ
- (四) 一家トシテ礼遇スル趣旨ト解スレハ詔書ト矛盾スルノ嫌ナキニアラサルカ
- 十 礼遇詔書ニ付テハ相統ノ点ニ関シ疑義ヲ生ス
- (一) 男子ノミヲシテ相統セシムル趣旨ナリヤ然ラハ養子ヲ認ムルノ趣旨ナリヤ
- (二) 男子ノ相統者ナキトキ女王及王世女子ヲ認ムルノ趣旨ナリヤ然ラハ入夫ヲ認ムルノ趣旨ナリヤ

等の論点が出され、第二については

一 皇室典範ヲ改正又ハ増補スヘキヤ

二 皇室典範ヲ改正セストセハ

(一) 皇室典範ト形式的効力ヲ等シクスル或法規(假ニ王家典範)ヲ制定スヘキヤ

(二) 皇室典範第三十九条ノ解釈上王公族ハ華族以上ナルヲ以テ皇族カ王公族ト婚嫁スルハ皇室典範ニ抵触スルコトナキモノト解スヘキヤ

(三) 華族令ヲ改正シテ例ヘハ王爵大公爵ノ如キモノヲ設ケテ王族公族ヲ華族ニ列スヘキヤ

三 皇室典範ヲ改正又ハ増補スルトセハ

(一) 具体的一事件ノ為ニ改補ヲ為スカ如キハ鉅典ノ威嚴ヲ侵犯スル嫌アラサルカ

(二) 次ニ規定事項ニ付テハ

(イ) 皇族ト王族トカ相互ニ婚嫁スヘキ様ニ規定スヘキカ

(ロ) 皇族女子(内親王、女王)カ王族ト婚嫁スル場合ノミヲ認ムヘキヤ

(ハ) 皇族女子ノ内親王ノミ(即内親王ヲ除キ)王族ト婚嫁スヘキ場合ニ限ルヘキヤ

(ニ) 前三項ノ場合ヲ更ニ公族ニモ増括スヘキヤ

四 皇室典範ヲ改正セシテ別ノ形式ニ依ルトセハ次ノ問題アリ

(一) 皇室典範ト其ノ形式的効力ヲ等シクスル王家典範ヲ制定シ得ル法理上ノ根拠如何

(二) 王公族ハ華族以上ナリト云フカ如キ勿論解釈ヲ採ルトセハ神聖ナル憲法皇室典範ノ解釈ニ対シ非常ナル

悪影響ヲ及ホスコトナキヤ

(三) 華族令ヲ改正スルトセハ

(イ) 皇族ノ礼遇ヲ与ヘラレタルモノニ対シ更ニ華族ニ列スルハ著シク不穩當ナルノ嫌ナキカ

(ロ) 五摂家ノ如キ華胄ノ主班ニ位シ占米皇室ト深甚ナル關係アル者ノ感情ヲ顧慮スルノ必要ナキカ

(ハ) 皇室令ヲ以テ實質上皇室典範ヲ改正スルノ結果ヲ生スル嫌ナキカ

等々が議論された。そして、同年十二月九日の「第一特別委員(李王家關係ノ諸案起草)提出ニ係ル予決問題」(平沼文書)によれば、第一の問題については

一 王族公族ニ関スル制度ハ一般臣民ト同一ノ法規ヲ以テセス命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

二 其ノ命令ニ付テハ公式令ヲ改正シテ皇室令ニ非サル別段ノ形式ヲ定ムルコト

三 王公族ハ各々一家トシテ之ヲ認メ其ノ家族ハ王族又ハ公族トスルモ相当ノ制限ヲ設クルコト

四 王公族ノ相続ハ男子ニ限ルコト

の四点が予決されたが、肝心の第二の件については

一 皇室典範第二増補トシテ女王王ハ王族ニ嫁スルコトヲ得ル旨ノ規定ヲ設クルコト

二 皇室典範第三十九条ノ解釈上女王ノ王族ニ嫁スルハ差支ナキコト

三 皇室典範ノ外ニ之ト同一ノ効力ヲ有スル根本法(仮ニ王家典範ト称ス)ヲ制定スルコト

の三説が出されたものの、いずれも成立しなかった。

その後、「李王家關係ノ諸案起草ニ関スル予決問題」(韓議第九号、平沼文書)を作成して、大正六年二月十七日

午後及び同二月二十一日午後に審議した結果

第一

王公族ノ国法上ノ地位（王公族ハ人民ニ非ス又臣籍ニ在ラストノ）ヲ昭示スル詔書ノ喚発ヲ奏請シ此ノ詔書ヲ基本トシテ世家率循ノ道ヲ定ムルコトトス

第二

（イ）皇族女子ノ王公族ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス

（ロ）皇族ニシテ王公族ノ籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第三

王家ハ四世迄ヲ王族トシ公家ハ三世迄ヲ公族トス

第四

殿下ノ敬称ヲ用キシムルハ優遇詔書ニ列記シタル者ニ限ル

第五

王家ノ祭祀ハ王家ノ自治ニ任ス從テ皇室令ヲ以テ之ヲ制定スルヲ要セス

第六

王公族ヲ主体トシテ儀礼ヲ行フコトナシ唯参拝参列ニ付皇族ニ準スルノミトス

第七

養子縁組及隠居ハ俱ニ之ヲ認メス王家ニ繼承者ナキトキハ公又ハ公族ヲシテ之ヲ繼承スルヲ許ス

附 公家ニ繼承者ナキトキハ勅旨ニ依リ情願ニ依リ又ハ遺言ヲ以テ王族ヨリ之ヲ繼承スルヲ許ス

第八

王公族ニ関スル規程ハ単一ノ皇室令ヲ以テ制定ス但シ其ノ名称ハ「典範」及「家範」ヲ避ケ其ノ他ニ就テ熟慮ス

猶皇族女子ト王世子トノ婚嫁ニ関スル儀礼ハ仮ニ案ヲ定メテ施行ス

等々が決議された。⁽⁷⁾ 多分この決議を受けてであろう、同年三月に左の如き編目の「王公家軌範案」(韓議第十一号)が作成されている。

第一編 総則 (一一―二三)

第一章 王系及公系 (一一―一九)

第二章 王族及公族 (二〇―二二)

第三章 補則 (二二―二三)

第二編 身位 (二四―六二)

第一章 総則 (二四―二七)

第二章 班位 (二八―三二)

第三章 叙勲及武官ノ礼遇 (三三―四二)

第四章 降下 (四三―四八)

第五章 懲戒 (四九―五六)

第六章 補則（五七―六二）

第三編 財産（六三―九八）

第一章 総則（六三―七三）

第二章 世襲財産（七四―八八）

第三章 遺留財産（八九―九八）

第四編 親族（九九―一三八）

第一章 総則（九九―一〇三）

第二章 婚嫁（一〇四―一一三）

第三章 親子（一一四―一二九）

第四章 親権（一二〇―一二六）

第五章 後見（一二七―一三八）

第五編 相続（一三九―一六九）

第一章 遺産相続（一三九―一五五）

第二章 遺言（一五六―一六九）

この「王公家軌範案」は百六十九条に及ぶ大部な草案ではあるが、なお未完成のまま翻刻されたものであり、第四編第五章「後見」の箇所には「王ノ戸主権ヲ行フ能ハサルトキノ後見ノ規定ハ必要ナキヤ」との付箋も存する。本草案が充分な調査もしないで早々に起草され、また不備な点も見受けられたからであろう、本草案起草前後、岡野

敬次郎、馬場鏊一、栗原広太らが朝鮮に出張し、旧韓国王室の制度を調査することとなった。栗原広太著『明治の御宇』に

大正十五年十二月一日、皇室令を以て制定公布せられた王公家軌範は、帝室制度審議会において審議立案したものであるが、かゝる立法は前古に類例もなく、またその規定の如何は、朝鮮の統治の上に、至大の影響を及ぼすものであるから、これが為には最も慎重の議をつくし、先づ旧韓国王室の典例慣行を精査して、起案の資料に供することとなり、大正六年三月、委員の岡野敬次郎、馬場鏊一両博士及私に、その任を託せられて、朝鮮に出張を命じられた。こゝに於いて三人は、四月四日東京を出発して九日朝京城に着し、直ちに昌徳宮及徳寿宮に伺候して、李王李太王に謁し、次いで朝鮮總督府及李王職を歴訪して、諸般の打合せを遂げ、その翌十日より、李王職内の一室を事務所と定めて、日々調査に専念したのであった。而して岡野博士は同月十五日に、馬場博士は同月二十二日に、各々京城を出発して帰京したが、私は残留して調査を続行し、五月四日を以て京城を出発、同月七日の午後、帰京した。

とある。同年五月二十二日に「韓議第十五号」として配布された「李王家旧制調査報告書」(平沼文書)は、恐らくこの調査結果であろう。本報告書は全六十一頁からなるもので、以下のような章立てになっている。

緒言

第一章 王室及宗室 附兩班及常民

第二章 王位継承

第三章 宗室襲爵

- 第四章 班位
- 第五章 親族
- 第六章 婚姻
- 第七章 親子
- 第八章 養子
- 第九章 冊封、封爵及叙品 附任官
- 第十章 成年 附冠礼及笄礼
- 第十一章 後見
- 第十二章 遺言
- 第十三章 財產 附遺產相統及禁治產
- 第十四章 裁判
- 第十五章 懲戒
- 第十六章 葬儀
- 第十七章 服喪
- 第十八章 陵墓
- 第十九章 祭祀
- 第二十章 譜籍

帝室制度審議會では、この調査を受けて以下の六項目からなる「王公家軌範案要項」（平沼文書所収）を作成した。

第一 王公族ノ国法上ノ地位ハ韓国併合条約及併合ノ際公布セラレタル詔書ヲ根拠トシテ皇族ニ準スヘキモノナリ（中略）

第二 王公族ハ一般臣民ノ法規ニ拠ルヘキモノニ非ス從テ王公族ヲ一般臣民タル華族ノ首班トスルハ条約及詔書ニ悖リ而モ前米ノ皇室及国家ノ優遇ト相容レス（中略）

第三 王公族ハ皇族ニ非ス又一般臣民ニ非ス乃チ特殊ノ階級ニ属スルモノナリ（中略）

第四 王公族ニ関スル法規ハ皇室令ノ形式ヲ以テスヘキモノナリ（中略）

第五 王公族ノ国法上ノ地位ハ条約及詔書ニ其ノ根拠明ニシテ之カ為ニ皇室典範ヲ改正シ或ハ皇室令ヲ以テ規定セムトスルハ失当ナリ（中略）

第六 皇族女子ノ王公族ニ嫁スルハ皇室典範ノ解釈ニ於テ妨ナシ今之カ為ニ皇室典範ヲ改正スルカ如キハ断シテ容スヘカラサル事ニ属ス而シテ降嫁ト王公族ノ国法上ノ地位トハ全然別箇ノ問題ナリ

右の第五項目、第六項目にある通り、帝室制度審議會に於いては、朝鮮王公族の法的な地位を飽くまでも日韓併合条約及びその折の詔書に基づいて解釈し、「韓国皇族ノ優遇ニ関スル詔書」に「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テス」とあるのを根拠に、王公族を日本の皇族に準じるものと見なした。従つて、皇族女子と王公族との婚嫁も、皇室典範第三十九条の「皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル」という規定に何等背かないとしたのである。

帝室制度審議會は、この基本的な認識に基づいて鋭意「王公家軌範」の起草に取り組み、同年六月一日には、三

月に配布した「王公家軌範案」(韓議第十一号)に修正を加え、第三編財産の第三章「遺留財産」の章を全部削除した「王公家軌範案」(大正六年五月二十八、九日起草委員会改訂案) (韓議第十六号)を配布、六月四日には、第二編第五章の次に四箇条からなる第六章「失踪」を追加するなどした「王公家軌範案」(大正六年六月二日起草委員会再訂案) (韓議第十八号)を配布、六月十四日には、新たに

第六編 儀制 (一六一—一七一)

第一章 婚嫁 (一六一—一六三)

第二章 葬儀 (一六四—一七二)

第七編 雜則 (一七二—一九三)

第一章 服喪 (一七二—一七八)

第二章 墳塋 (一八九—一九三)

第八編 王公族審議會 (一九四—二〇二)

附 則 (二〇三—二〇五)

附 式

の編章を起草した「王公家軌範案第六編以下附式」(韓議第十九号)を配布、六月十五日には王公族関係の訴訟に關する第二十五条の条文を修正した案 (韓議第二十号)を配布、七月七日には「韓議第十六」「韓議第十八」「韓議第十九」を修正した「王公家軌範案」(大正六年七月五日起草委員会三訂案) (韓議第二十一号)、七月二十五日には「韓議第十六号」「韓議第十八号」「韓議第十九号」及び「韓議第二十一号」を修正した「王公家軌範案」(大正六

年七月二十三、二十四日起草委員会四訂案」(韓議第二十二号)をそれぞれ配布、そして八月十二日にこれら修正を一つに纏めて翻刻した「王公家軌範案(大正六年六、七月総会議決案)」(韓議第二十三号)を配布した後、十月十八日には各条文ごとに説明を加えた「王公家軌範義解案」(全二百十三条)が印刷され、十月二十日に「韓議第二十四号」として委員に配布された。その目次を示せば以下の通りである。

第一編 王家及公家

第一章 王系及公系(一一一〇)

第二章 王族及公族(一一一二)

第二編 身位

第一章 総則(一二一三)

第二章 班位(一二三四)

第三章 叙勲任官(四三一二)

第四章 降下(五三一五八)

第五章 懲戒(五九一六五)

第六章 失踪(六六一七〇)

第三編 財産

第一章 総則(七一八七)

第二章 世襲財産(八八一〇二)

第四編 親族

第一章 総則（一〇三―一〇七）

第二章 婚嫁（一〇八―一一八）

附 式

第三章 親子（一一九―一二三）

第四章 親権（一二四―一三〇）

第五章 後見（一三一―一四〇）

第五編 相続

第一章 遺産相続（一四一―一五七）

第二章 遺言（一五八―一七二）

第六編 喪儀

第一章 喪儀（一七三―一八〇）

第二章 服喪（一八一―一九七）

第三章 墳塋（一九八―二〇二）

第七編 王公族審議會（二〇二―二二〇）

附 則（二二一―二二三）

この草案は全二百十三箇条から成る大部なものであつて、伊東総裁以下、帝室制度審議會メンバーの本草案に対

する並々ならぬ意欲が看取されよう。

この後、十一月七日に「王公族成年ニ達シタル場合ニ於ケル朝見ノ式」、「王公族結婚ノ礼訖リタル場合ニ於ケル朝見ノ式」、「皇族女子王公族ニ嫁スル場合ニ於ケル式」を定めた「王公家軌範附式整理案」(韓議第二十五号)を、十二月十日には、帝室制度審議会総裁伊東巳代治の名による「王公族ニ関スル詔書案並王公家軌範案上奏文案」(韓議第二十六号)⁽⁹⁾を配布し、十二月二十四日には、十月二十日に配布した「王公家軌範義解案」(韓議第二十四号)、全二百十三条)を若干修正し、更に「王公家軌範附式整理案」(韓議第二十五号)を附式として加えた「王公家軌範」(韓議第二十六号)⁽¹⁰⁾を配布した。

かくて大正六年十二月十七日、伊東総裁はこの「王公家軌範案」を上奏すべく、宮内大臣に提出した。この時伊東は「帝室制度審議会総裁上奏文(王公族ニ関スル詔書案並王公家軌範案)」⁽¹¹⁾を併せて提出し、帝室制度調査局御用掛の奥田義人、岡野敬次郎と共に「韓国皇室ノ恩遇ニ関スル詔書」及び「朝鮮貴族令」を立案した関係上、詔書に宣示せられた李家の法規も伊東らが調査して始終を全くするのが任であると当初からその準備をしていたこと、そして帝室制度審議会が設置せられ宮内大臣波多野敬直から特に「王公族ニ関スル法規ノ立案審議」を委嘱されてからは、その綱要を先ず内閣総理大臣寺内正毅及び宮内大臣男爵波多野に謀り、次いで委員岡野・馬場及び山内をしてその調査に当らしめ、又特に岡野・馬場を朝鮮に派遣して旧韓国の制度慣習を調査せしめ、それらを元に反覆討議して王公家軌範案を規定したこと等を簡潔に述べている(国立公文書館所蔵、枢密院秘書課「王公家軌範案 大正七年九月二十五日返上」参照)。

二 枢密院の対応

伊東から上奏文及び王公家軌範案を受け取った宮内大臣波多野は、同月二十日、これを上奏すると同時に

再ヒ臣敬直ニ下附スルニ本案ヲ以テシ更ニ内閣ニ合議シ枢密顧問ニ諮詢アラムコトヲ奏請ス而シテ其ノ発布ノ手続ニ至リテハ事体重大ナルニ鑑ミ殊典ヲ以テセラルルノ必要アルヘシ之ニ関シテハ夙ニ總裁子爵伊東巳代治ヨリ臣敬直ニ提唱スル所アリ依テ具ニ内閣総理大臣伯爵寺内正毅ト相議シテ別ニ聖裁ヲ仰カムトス

と述べ、⁽¹²⁾ 本法典が重大で、国務大臣の職務に関連するところも少なくないことを顧慮して、総理大臣以下各大臣の意見を徴すべく内閣総理大臣寺内に回覧した。内閣では早速これを審査、二十四日には「異存無之」との回答案を作成している。⁽¹³⁾

ところで、度々言及したように、帝室制度審議会では韓国皇室の恩遇に関する詔書を最大の換り所とし、朝鮮の王公族は国法上、皇族に準じるとの大前提に立っていた。実際「王公家軌範案」の前文にも

王公族ハ国法上皇族ニ準シテ其ノ待遇ヲ享クルハ条約及ヒ詔書ニ之ヲ覩ルヘク一般臣民ノ遵由スヘキ法規ヲ以テ王公族ニ律スヘカラサルハ亦毫芒ノ疑義ヲ容レス

とあったし、また右の波多野宮内大臣の上奏文にも

王公族ノ身位権義ハ皇族ニ準シテ臣籍ニ在ル者ト自ラ其ノ揆ヲ異ニスルハ韓国併合ノ際公布セラレタル先帝ノ優詔並併合条約ニ照シテ疑ヲ容レサル所ナリ

と書かれていたし、寺内内閣も亦この方針で支障はないと判断、事態は帝室制度審議会の目算通りに進行するかに見えた。

しかるに、この案が枢密院の審議に附されるや、事情は一変した。同年五月十四日に王公家軌範案が枢密院に諮詢され、二十日に委員長伊東以下、金子堅太郎・末松謙澄・南部甕男・浜尾新・小松原英太郎・穂積陳重・安広伴一郎・一木喜徳郎の委員が任命された後、二十五日に第一回の審査委員会が開催されたが、原案起草者からの起草意図を聞くのみで終わり、実質的な審議が行なわれたのは、翌六月十日に開催された第二回目の委員会であつた。⁽¹⁴⁾

その席上、一木顧問官が具体的にいくつかの論点を列挙して、帝室制度審議会及び宮内省の考えに異議を唱へたのである。一木は先ず第一に王公家軌範の制定が必要であることは認めながらも、これを皇室令の形式で定めることには反対し、憲法及び皇室典範の規定によれば、「皇族ノ身位ニ関シテハ素ヨリ普通法ト異ル規定ヲ設クルコトカ原則ナリト認ムヘキ」であるが、それ以外には憲法は何の除外例も規定していないから、「此ノ見地ヨリスレハ王公族ト雖此ノ原則ニ支配セラルヘキモノ」であつて、それ故に「現在ニテハ特別ノ根拠ナケレハ一般ノ法規ヲ適用スヘキモノニシテ、随テ王公族ニ対シテハ制令ト法律トヲ以テ定ムルノ外ナシ」と述べる。

ついで一木は、韓国皇族及びその後裔に然るべき名譽と待遇を与えると規定した併合条約を取り上げ、「条約其ノ物カ直接ニ規定シタル場合」はともかく、国内法の「規定ヲ待ツヘキモノハ単ニ憲法ノ条規ニ依ラサルヘカラスト立論セサルヲ得ス」、また「王公族ノ事カ宮内ノ事務ナルコトハ自分ノ信スル能ハサル所」であるから「王公族ノ法律關係ヲ皇室令ヲ以テ定ムルコトハ不当」であり、従つて王公家軌範からは「立法事項ニ涉ルモノヲ除キ隆錫等ニ関スル事項ノミニ止メ置カハ詔書ノ趣旨ニ副フヘシト思フ」と主張する。

そして最後に肝心の皇族と王公族との婚嫁について言を及ぼし、王公家軌範案の

第百十二条 皇族女子王公族ニ嫁スルトキハ結婚ノ礼ヲ行フ前賢所皇靈殿神殿ニ謁シ且天皇皇后太皇太后皇太

后ニ朝見ス

という規定を削除するよう要求する。すなわち一木は、帝室制度審議会案が「況ヤ解釈」によって王公族を皇室典範第三十九条「皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル」中の「同族」に準じるものと見なしているのは穩当ではないと批判し、王公族が皇室典範第三十九条の「同族」にも「認許セラレタル華族」にも該当しない以上、しかも何か他に根拠規定がない以上、王公家軌範に婚嫁についての規定を設けるわけには行かぬというのである。

この一木の意見に末松、穂積、小松原、浜尾、安広の各顧問官も積極的に賛成を表明し、原案に賛成したのは僅かに金子顧問官のみであった。金子は

朝鮮ノ事方憲法典範ニ掲ケアラサルハ當時ハ其ノ事念頭ニ存セサリシガ故ナリ、夫故ニ明掲セラレサルモ時世ノ変遷ニ依リテ勿論解釈スヘキモノナリ、(中略) 既ニ準皇族トシテアル以上ハ其ノ通り取扱フヘキモノナルコトハ当然ト思フ、而シテ之ニ対シ是非憲法典範等ヲ動かサムトスルハ不穩且窮屈ナル議論ナリ、(説点、島)と食い下がったけれども、多勢に無勢、如何ともならなかった。金子の発言に続いて浜尾顧問官が

準皇族ハ全ク皇族同様ナリト思ヒタルヤモ知レサレトモ、今日文字ノ上ヨリ見ルモ右様ノ解釈ハ取ルコトヲ得ス、金子顧問官ノ説アレトモ、礼遇等ハソレニテ宜シトシテモ立法事項ハ同一ナルコトヲ得ス、(中略) 併合案約ノ事ハ成ル丈之ニ順応スルヤウニ努メ詔勅ノ御趣意ニ副フヘシトノ説ニ対シテハ同感ナルモ、當時併合ノ時

ハ創草ノ際ナルカ故ニ、礼遇ニ涉リテハ考ヘラレ居ルヘキモ、憲法典範等ニ涉リテマテモ考慮スル違ナカリシコトト思フ、憲法典範ニ涉ルコトハ容易ナラサル事ニシテ、複雑ニ涉ルカ故ニ当時考慮スル違ナカリシコトト思フ、典範ニ追補ヲ要スルモノハ追補セシメ、法律ヲ要スルモノハ当然法律ヲ以テ定ムヘキモノナリ、(読点、島)

と反論、他の顧問官もこれと殆ど同じ考えであつた。

この委員会の最後に委員長である伊東が

本案ニ付過日第一回ノ委員会ニ於テ劈頭一片ノ説明アリタルモ、之ニ対シ各位ヨリ詳細ニ涉ルノ質疑ナク、説明者モ亦各位ノ御質問ニ応スヘク準備シ居リタルニ拘ハス各位ヨリ本日論述セラレタル大要ノ事ニ付テハ一二穂積顧問官ヨリ質問セラレタルノ外何等質問ナク、説明者モ所謂手持無沙汰ノ状態ニシテ遺憾歎ラスト思ヒ居レリ、説明者一箇ノ感想ハ別トシテ本案ノ審議慎重ヲ期スル上ニ於テ遺憾ナルコトハ各位ニ於テモ御注意アラムコトヲ望ム、依リテ自分ノ考フル所ニテハ一応説明者ノ出席ヲ求メ各位カ本日此ノ席ニ於テ述ヘラレタル法律論ニ対シ如何ナル説明ヲ為シ得ルカヲモ査覈セラルヘキカ当然ノ御職務ナルヘシト信ス、一応此ノ注意ヲ各位ニ与フルヲ以テ当席ニ於ケル自分ノ職分ナリト思フ、之ヲ採ルト採ラサルトハ各位ノ進止自ラ扱フ所ナリ、と発言、第一回の原案説明者の説明時には殆ど質問をせず、原案説明者がいない時に原案に対して批判を加えたことと不満を述べ、次回委員会には原案説明者の出席を求めることとした。

そして六月十四日に第三回審査会が開催され、帝室制度審議会の平沼・岡野両委員が末松顧問官の質問に対して説明をしたが、決議は何等なされなかつた。同日内閣書記官長の児玉秀雄が寺内首相に宛てた書翰に

〔前略〕委員中金子子爵カ曖昧ナル賛成論者タルノ外他ノ委員ハ原案反対ニシテ末松子ノ如キハ如此案ニ賛成スルハ不忠不義ナリト極論セラル、由御座候、從テ副議長初メ委員会ハ速ニ議了シ之ヲ 至尊ニ返上申上クルカ又ハ修正ニ同意ナレバ枢密院ニ於テ修正ノ上奏スヘシト唱ヘ居ル由、伊東子ハ一日ト決議ノ延期ヲ要求シ居ルモ現ニ今日ニモ委員会ニ於テ議決セントスル勢ナリトノ事ニ有之候、〔中略〕伊東子ノ立場ハ余程困難ナルカ如ク被案候〔下略〕

とあつて、当時の雰囲氣をよく伝えている。¹⁵⁾

なお、国立国会図書館憲政資料室所蔵「平沼騏一郎文書」には「王公家軌範案ハ其ノ形式上正ニ憲法及皇室典範ニ背反シ其ノ実質亦再調ヲ要スルモノ少シトセス」の書き出しで始まる一綴の文書（全二十八頁）が残されている。これには先ず第一に、王公家軌範に多くの立法事項を規定しているのは明らかに憲法違反であること、王公族を国法上皇族と同一の地位と見なすのは間違ひであること、王公族も一般の法律命令の下にあることなどを具体的且つ詳細に論述し、第二に皇族女子が皇族でも華族でもない王公族に嫁ぐことは皇室典範違反であること、従つて今回の婚嫁を合法的なものとするには皇室典範を増補して「女王ハ王族ニ嫁スルヲ得ル」旨の条文を設ける以外に方途がないと言ひ、第三に大部な王公家軌範を制定する必要はなく、その多くは法律や制令や命令に委任すればよいこと、そうでないと王公族に対する礼遇厚きに過ぎ皇族に対して権衡を失することなどを主張し、第四に皇族についての皇統譜・裁判・後見・遺言・喪儀及び陵墓に関する規程すら確定していかないのに王公族についての規程を先に定めるのは立法の順序を乱すものであることを指摘し、第五に以上の意見を纏めて女王婚嫁については皇室典範を増補すればよいこと、王公家軌範案は修正を要することを再度述べている。この文書には年月日も執筆者も記録さ

れていないけれども、その内容から、王公家軌範案に反対する枢密顧問官の内の誰かが書いたものであることは疑いがない。

さて、枢密顧問官たちから王公家軌範案の批判を蒙った帝室制度審議会に於いて、いったいどのような議論が行なわれたのか、残念ながら詳細は不明であるが、平沼文書中には大正七年六月十六日の日付のある「妥協案具体的内容」と題する左の如き文書が存在するので、六月中旬には枢密院と妥協する方向で話が進められていたことが知られる。

妥協案具体的内容

第一編

第一章 第八条ハ取捨ニ任ストノ説アルモ身位ノ事ハ存置スルコトスレハ是亦存置スヘシ

第九条隠居ノ関係ハ法律論トシテ困難ナルモ是亦身位関係トシテ存置スルヲ可トス

第二章 全部存置

第二編

第一章 第二十二條第二項ハ人民ニ渉ル規定ナレハ削除ニ讓歩スヘシ

第二十三條皇室裁判令ノ準用ニ付テモ王公族ト人民トニ渉ル事項ハ除外スルコトニ同意スヘシ

第二十四條ハ削除ニ讓歩スヘシ

右各條ヲ除クノ外ハ總テ存置スヘキモノトス但第二十六條乃至第三十一條ハ削除スルヲ辞セス

第二章 全部存置

第三章 同 上

第四章 同 上

第五章 降下ノ各条ヲ存置スルコトヲ得ハ乃チ起案ノ主義ハ全部承認セラレタルモノト見ルコトヲ得ヘシ

一 応主張スルヲ可トス此ノ問題ハ実ニ交渉ノ機微ニ属シ最注意ヲ要ス

第五十六条、第五十八条、第五十九条ハ法律ニ譲ルヘシ

第六章 全部存置

第七章 全部法律ニ譲リテ可ナリ

第三編

第一章

第二章

全部削除

第四編

第一章 全部削除

第二章 第九九条乃至第一百一十一条、第一百三十三条乃至第一百六十六条、第一百八条ハ存置シ其他ハ削除

第三章 全部存置

第四章 全部削除

第五章 同 上

第五編

第一章 全部削除

第二章 同 上

第六編

第一章 大体存置

第二章 同 上

第三章 同 上

第七編 全部存置

附則 第二百一十一條ヲ削除シ其他ハ存置

すなわち、王公族の財産及び相続に関して規定した第三編と第五編をすべて削除したほか、親族に関する第四編の大部分も削除、この中には最大の問題点であった皇族女子と王公族との結婚を規定する第一百十二条も含まれていた。

このように帝室制度審議会では枢密院との妥協を図ってでも何とか王公家軌範案を成立させようとしたのであるが、しかし、枢密院側が中々これに応じず、さらには米騒動やシベリア問題など内外多端を極める中で寺内首相が辞意を固めたこともあって、王公家軌範案の枢密院に於ける審議は遷延していた。伊東巳代治の日記である『翠雨莊日記』⁽¹⁶⁾の大正七年九月十二日の条には

波多野宮相「今朝清浦子来訪枢府に懸案の皇室令両案に付ては末松子も近日九州地方へ旅行の予定なるも直に會議を開く都合なれば暫く之を見合すべく 會議延引する様なれば直に発足すへしとの督促もあり一応尊慮を何度との事なりしかは実は現内閣の更迭も日ならずして現実すべく然る上は元来内閣と協議の結果に出たる両

案の事故更に後継内閣に協議を尽すへき交渉の順序を取らざるを得ざる次第に付寺内首相の辞表を呈出され次第(17)陛下には御下付を願ひ枢府の方へは一応撤回の事を申入る積なりと返答し置けり(下略)と見えている。

三 原首相、波多野宮相の対応

これ以降、寺内内閣の後を継ぐことになった原敬と帝室制度審議会、それに枢密院や宮内省などの間に複雑微妙な駆け引きが行なわれるのであるが、その様子は『翠雨莊日記』及び『原敬日記』に克明に書き残されているので、以下両日記に依りながら事態の推移を眺めておこう。(18)

大正七年九月二十七日、首相の本命を拝した原は寺内首相を官邸に訪問、当面聞き置くべき事柄を尋ねたところ朝鮮王世子に梨本宮女王を降嫁させる件で枢密院と政府との間で議が合わず、遂に宮内省でこれを撤回して新内閣で協議することになったことを知らされた。同日、原は検事総長平沼騏一郎を新内閣の司法大臣にと打診したが、王公家軌範案起草の中心人物である平沼はこれを断つた。(19)何となれば、原が進退を賭して迄も平沼や伊東の持論に賛成し、徹頭徹尾これを支持することは到底覚束ないからであった。(20)

九月二十九日、平沼から事の顛末を聞いた伊東は、皇室制度のために折角の栄進の機会を放棄した平沼の高義に感謝するとともに、翌三十日に来郎した後藤新平及び寺内正毅に事情を説明したが、寺内から原首相も問題の内容をよく了解していること、枢密院で最も強硬に反対しているのが末松謙澄であることも知っていると伝えられた。

更に伊東は夜に岡野敬次郎を呼び寄せ、帝室制度審議會の方針を相談したところ、もし宮内省が従来態度を改めて皇室典範改正に傾くならば、委員一同辞表を提出しようということになった。

伊東は翌十月一日にも平沼の来邸を請い、岡野との話を伝えるとともに善後策を協議、内閣並びに宮内省の意見によって帰趨が決定することであるから、寺内前首相をして原首相及び波多野宮内大臣を説得させることにし、伊東は早速その旨の書翰を認めて寺内に送付した。

同日夜、偶々原が伊東を訪問、内閣更迭とともに更に新内閣と協議を尽くすために天皇の手許より下付を願った皇室裁判令及び王公家軌範の二皇室令案については、枢密院との衝突を避けるために暫く時の到るのを待つべしということになったが、ただ梨本宮女王の婚儀のために皇室典範を改正するとの説に対しては伊東は一步も譲らず、典範を改正するときは

第一 国際条約上背信の行為なること

第二 先帝陛下の詔書を無視し韓国皇室に対し履信の実を失う事

第三 朝鮮統治に非常の騒乱を招く虞ある事

第四 婚儀問題に付曾て元老會議を開かれ宮内当局も其儀に参して婚儀を奏薦したるは正しく典範違反なることを自認する事

等々を説明して原に注意を促し、更に宮内大臣が万一変説するときには帝室制度審議會の委員が辞表を提出するつもりであることも述べた。これに対して原も一々同意し、典範改正には断じて不同意を表すと約束し、翌日の日記にも

昨夜伊東已代治を訪問して枢密院に宮内省より諮詢の取斗をなし後に撤回したる王公規範と皇室規範との關係を聞き、伊東の考にて梨本宮女王を朝鮮王世子に降嫁の事は既に勅許ありたれば其の儘進行して差支なかるべし、若し然らず皇室規範を改正せざれば不可能のものならんには、勅許は違法となり由々しき大事なれば責任を明かにせざるべからずと云ふにあり、一応尤の様に思はる。寺内会見を希望するに因り本日立寄りたるに、本日波多野宮相訪問し此事を談じ何か別に方法ある様に云ふ、果して方法あれば結構なれども規範を改正し朝鮮王家を全く臣下と見る様になりては朝鮮統治にも非常の困難を醸す事なるべしとて前々より此案の行掛を内話せり。

と記している。⁽²¹⁾

このように伊東や平沼の働きかけて、原も帝室制度審議会の意見に一応の同意を示したのであつたが、翌三日の伊東と平沼との話し合いの中で、宮内大臣が規範改正派たる石原健三宮内次官や一木喜徳郎枢密顧問官の教唆で規範改正に傾く可能性、或いは帝室制度審議会の説の可否を枢密院で審議する可能性も出てきた。⁽²²⁾ 果たして十月五日、伊東が寺内を訪問、波多野宮相及び原首相との会談の顛末を聞いたところ、波多野宮相が「枢密院の委員会に於ても既に規範改正の説あり、自分は之を好まざるも其意向に反するの措置を取るは自分に取りて甚だ困難なり、又規範を改正するに非れば別に命令を發すへしとの説あり、孰れかの手段を取らざることを得ず、唯此俛にて枢府の意向に反し御婚儀を決行せんこと甚だ難し」云々と語り、又原首相も「宮内省の態度判然せず、又考究も尽さざる所あるを以て、此の件は余り急迫したるものに非ず、宮内省の考査一定したるを待つて取捨を願ふの外なり」云々と⁽²³⁾の意を漏らしたという。

この頃、波多野宮相が枢密院との関係で態度表明に苦慮していたことは確かであつて、十月八日、平沼が伊東を訪問して波多野宮相との談話を伝えているが、それによれば、波多野は「自分も亦改正の不可なる所以を了解するも既に山県公なり清浦副議長其他末松子爵の改正説も聞き居る次第なれば仮令解釈論を以て進行するとしても此等の人々に無言にして進行する訳には参らず一応其事を談して融解の道を講ずるの外なし」と答えている⁽²⁴⁾、また『原敬日記』同日条には、波多野が原首相を訪問して「梨本宮女王を李王世子に降嫁の件に付枢密院と議合はず困難」と語り、その善後策を相談したことが記されている。波多野は「思召を李王家に伝へられて李王家にて飲んで御迎すべき旨奉答したれば、今変更出来ぬ」「結局決行の外なき」とは答えたものの、枢密院との関係について明確な考えを持っていなかったため、原が

同院の議に係りたりと言ふ皇族裁判令及び王公規範などは此際制定を急ぐも及ばざるべし、御降嫁の一点今更改出来ずとありては何とか疏通の道なかるべからず、余当座の思付にては既に李王家に御思召の御伝ありたる已上には、是は絶対的不変更のものとして御遂行相成るべし、但此事は解釈（合併当時の勅語に李王家を我皇族に準ぜらるゝ事とありたるに因り）上の問題なりとせば、他日此の如き解釈上の問題を防ぐ為め皇室典範は改正ありては如何、即ち二者を切離して決行ありては如何と思ふ。

と言ひ、降嫁の問題と典範改正の問題を切り離してはどうか尋ねたところ、波多野は異議なき様子であつたという。そこで原が「山県に相談を試みては如何」と言うと、波多野は「何とか話してくれよ、自分には行掛ありて困る」と言つたので、翌十月九日に原が山県を訪問して右の折衷案を話したところ、山県は、伊東已代治の主張には枢密院のみならず帝室制度審議会委員の中にも反対が多いことを縷述し、結局清浦に相談してくれと言つた。そし

て同日午後、山県から通知を受けた清浦奎吾が原を来訪してきたので、山県に内話した通りの意見を述べると、清浦は「至難の事情に察せらるゝも之を二三の者に諮りて試むべし」と承諾した。⁽²⁶⁾

十月十日、原は親補式に侍立するため参内したが、その序に波多野宮相を訪問、山県並に清浦に内話したことを告げると、波多野は、今朝山県より招かれてその話を聞かされたこと、枢密院の或る者が清浦の話を聞いて、「宮相断行の様子なるが是れは怪しからぬ事なり、果して然るときは宮相も政府も弾劾すべし」と言っていること、それに対して波多野は「枢密院と協議の上ならでは実行せざる考なり」と弁明し、結局「枢密院に於て異議ある已上には皇室典範の改正を提出するの外なし」というような語気であつたという。またその日の午後には清浦奎吾が来訪して、

内々試みたるに到底成功せず且つ実は帝室制度審議会員中にも異論者ありて、熱心者は岡野、平沼等に過ぎざる事も、又波多野宮相は皇室典範を改正しても差支なき意思なるも或る人（伊東）を憚りて之を決行し得ざる内情なりと云ふ事も委員には知れ居れり、而して宮相の専断にて典範の改正なくして決行する様事あらば身体を賭して宮相並に内閣を弾劾すべしとまで極論する者あり、尤も君の意思は充分説明し置きたるが事情右の様なれば如何ともなし難し、

と枢密院の様子を報告してくれたので、原も「余は田満に解決する事を希望するより一案を出したるに過ぎざれば此問題を以て枢密院と論争する如き意思なし、事情然る訳ならば皇室典範の改正已むを得ざるべし」と答えた。そして清浦が「此事に付伊東已代治が余り熱心なるは当人の為めにも好しからざる事に付、明朝新瀉行の予定なるも之を夕刻に延して伊東に忠告すべし」というと、原も「余も伊東を訪問する考なるが君も其考ならば是非訪問内談

し置きくればよ」と伝えた。⁽²⁷⁾

当初、寺内前内閣の方針を継承し、帝室制度審議会の意向を尊重しようとしていた原首相も、以上のような枢密院側の強硬な態度及び波多野宮相の弱腰に接して考えを改め、次第に皇室典範改正の方向に傾いていった。

四 帝室制度審議会の対応

かくて十月十一日早朝、原は寺内を訪問して、山県、清浦、波多野に会見した次第を告げ、宮相の内意も皇室典範の改正に強て反対してはいない様子であるから、解釈論のみを以て押通し枢密院全部を相手にするようなことは不可能であり、円満に解決する見込はないので、伊東等の説を取って進むことはできないと話したところ、寺内も「致方なかるべし」と返事した。⁽²⁸⁾一方、同日午前中に清浦が伊東を、夜になって原も伊東を訪問して、伊東の説得に当たった。伊東は、皇室典範改正が王公族の国法上の地位を臣籍にする方向で行なわれるときは、(一)併合条約並びに詔書の精神に反すること、(二)皇族の結婚は同族または特に認許せられた華族に限るとする従来の方針を変更し、平民との結婚を許す端を開くこと、(三)王公族を皇族に準じるとしない以上、結婚が降嫁になること、(四)前項のごとくなるときは、朝鮮君臣の悪感情を招き、延ては従来の朝鮮統治策を破壊すること、(五)もし典範改正の事情が明らかになれば朝鮮側が結婚を拝辞するかもしれないこと、(六)況や典範改正後に於いても結婚の実質並びに形式が降嫁なることが判然すれば李王家は進んで結婚を辞退するかもしれないこと、(七)典範改正後に婚儀が辞退せられるような失態を生じたならばその責任は宮内大臣のみならず内閣にも及ぶこと、(八)今回

の婚儀は天皇の内許を経たものであるから典範改正論よりすれば、元老や宮内官僚がこれまで行なってきたことは典範違反の行為となること等々の自説を繰り返して反論したが、多勢に無勢、もし典範改正となる場合には帝室制度審議会委員を辞するつもりであることを伝えた。⁽²⁹⁾

原は同日の日記に「伊東色々に其説を主張し、解釈のみにて問題を決すべしと云ふも、余は如此尽力せしも効なし（始めより行はれそうにも之なかりしも、実は手を尽して見たる迄なり）、故に此上は波多野宮相の意思にて決するの外なし、波多野解釈のみにて進行すと云ふならば其責任なれば余の関する処にあらず、又之に反し皇室典範を改正すべしと云ふならば余は之に同意すべしと云ひたるに、伊東尚ほ其不可を唱ふるも、元來伊東の説も完全のものにはあらず（枢密院も同様なれども）、又宮相の説も曖昧なれば余は此渦中に投ずる事全く無益の沙汰なれば一応円満解決を云ひたるにて足る、に付、宮相の考に任ずの外なしと繰返し置きたり」と書き、⁽³⁰⁾事態の責任を一切宮内大臣に押しつけようとした。

翌十月十二日、原は来訪してきた波多野宮相に、山県、清浦、寺内、伊東等と協議した結果を告げ、「此上は解釈（朝鮮合併の詔勅に、待つに皇族の礼を以てすとあるに基き）のみを以て婚嫁問題を決行せらるゝとも（此場合は余に責任なし）又は枢密院の主張に同意し皇室典範の改正を提議せらるゝとも（此場合には余は参加の責任あり）御見込に任ずの外なし」と下駄を波多野に預けると、波多野も「結局皇室典範を改正する事不得已と思ふ」と述べ、更に原が「尚ほ懸案となり居る皇族裁判令は無期延期し、王公家規範も当分は延期すべし（山県、清浦、寺内、伊東にも云ひ置きたる所にして殊に皇族裁判令の如きは政治問題としても現今不可なりと余は主張せり）」と述べたところ、波多野はこれにも同意した。⁽³¹⁾

その日の午後、伊東を訪ねた波多野は、原首相と面談して典範改正に一決したことを伝えるとともに、例え典範を改正するにしてもそれは「釈義を明晰にするの趣旨に出るものとして何等王公族の国法上の地位に影響を及ぼさざるの注意を以てすへし」と明言し、しかも新たに富井政章が提唱している命令案なり典範の改正案なりが作られたならば帝室制度審議会に諮問することにしたとの意思をも伝えた。伊東はこのときに辞意を表明しようかとも思ったが、富井の案を一見し、更に他の帝室制度審議会の委員と協議の上で正式の手段を取るにしかずと考へて、辞意表明を思い止まった。⁽³²⁾

伊東は十三日に岡野、十四日に後藤新平、十五日に平沼とそれぞれに会つて顛末を説明し、典範改正案提出後の方針について協議してあり、⁽³³⁾他方、原も十五日、波多野宮相から皇室典範改正の手續を近く行なうこと、山県が波多野を訪れて典範改正には同意すると言つたこと、更に山県は「伊東が異論を固執せば之を免職すべし」と迄言つたことなどを聞いた。⁽³⁴⁾

こうして皇室典範を改正する方向で事態が推移し、十月十六日には、波多野宮内大臣が伊東に帝室會計審査局長官の倉富勇三郎の手になるという左のごとき改正案（翠雨荘日記「七四頁以下」）を提示し、そしてこれを帝室制度審議会で査覈せしめようとした。

皇室典範第三十九条ニ左ノ但書ヲ加フ

但女王ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

この改正案には「恭テ按スルニ」で始まり、「但女王ニ限りテ内親王ニ及ハス嫁ヲ許シテ娶ヲ許サ、ルハ名位ヲ重ニスルノ道ニ於テ然ラサルヲ得サルナリ」で終わる説明文、また

朕惟フニ国運ノ進展ハ門族ノ増加ヲ来タシ礼数ノ完備ハ榮班ノ添定ヲ致セリ祖宗ノ遺範ヲ詔述シ時ニ随テ宜ヲ制シタルハ則チ我カ皇考ノ宏謨ニシテ朕カ当ニ率循スヘキ所ナリ茲ニ皇族會議及枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範中一部ノ改正ヲ裁定シ以テ待須ニ応セシム

という上論文案も付されていた。

一方原は、十月十七日に末松謙澄を訪うて皇室典範改正問題に関してこれまでの経過を告げた。末松はそのとき、今回の問題の来歴を話すとともに、伊東は長編の王公家軌範が成立した暁には伯爵になるつもりであるらしいとの憶測を告げた。末松は、この問題は李王家の家憲とも云ふべき王公家軌範が枢密院の議に附せられた際に、その箇条中に「我皇族より李王家に婚嫁の時は賢所に参拝する事」云々の規定があり、「李王家の規定としては不思議の事なり」との意見がでてから遂に大問題となったことを語った。これに対して原は、この問題で枢密院と争う考えはないこと、又皇族裁判令は無期延期とし、王公家軌範も急を要するものと思われないから、これも当然延期する考えであると告げ、末松もこれに同感した⁽³⁵⁾。

伊東は、翌十八日、帝室制度審議会の平沼と岡野を招き、原首相、波多野宮相及び寺内前首相などに対する応対について説明、従来通りの応対に依存なしとの賛同を得、その上で波多野宮内大臣が提示した皇室典範改正案について協議した。その結果、そもそも帝室制度審議会は皇室典範の改正には反対の立場であるから、ことさら総会議を開いてこれを審議するようなことはせず、改正案についての次のような意見を口頭で述べるに止めることとした⁽³⁶⁾。

一、本案には女王とありて治く皇族女子と謂はざるは内親王を除くの意なる事明瞭なり、朝鮮王公族の典範の明条に依りて娶ることを許さるゝものは女王に限るものとすれば、王公族の地位は華族よりも低く、例へば旧

琉球藩主にも若かざるの奇觀を呈す、

二、王公族の範圍は王公家軌範を以て王は四世、公は三世に限りたるも、王公家軌範の定まらざる以前に於て其法律上の意義不明なることを免れず、此の不明なる文字を典範の明条に掲ぐるは失当の甚しきものとす、單に王公族と称すれば王公族の一族は悉く之を網羅するものと解すべく、隨て他日其區域を限定せんとする場合に非常の故障を生ずべし、

三、入嫁の事は實際之が勅許なかるべきも、之を明文の上に昭示して朝鮮の旧君臣の感情を害するは朝鮮統治策に一大妨害たるの虞なしとせず、

四、提出案の理由より推すときは既定の原則に對して除外例を設くるに非ずして、既定の条文が認めざる所の新例を開くに在りとすれば、但書の形式は妥當ならず、寧ろ別項の形式に依るべきを穩當なりとす、

そして伊東は十月二十日、波多野宮相を訪ねて右の趣旨を説明したが、その際、伊東は帝室制度審議會の既定の方針を遂行できなくなった責任をとるため辞意を表明し、併せて左の上表文を天皇に奉呈してくれるよう依頼した。

上表文

臣已代治切ニ帝室制度審議會總裁ノ大任ヲ忝クシ自ラ駑駘ヲ揣ラス一意宏遠ノ

聖慮ヲ奉体シテ制度ノ完璧ヲ期シ兢兢業々トシテ夙夜僚員ト共ニ淬砺事ニ從ヒタルモ不幸ニシテ未タ涓埃ノ効ヲ奏セス以テ今日ニ到リ慙愧恐悚ノ至リニ任ヘス惟フニ

方子女王ノ王世子ニ出嫁セラルルニ付テハ曩ニ既ニ 内許ヲ賜フアリ而シテ後大正五年十二月臣等宮内大臣ノ諮問ニ応シテ之カ法律關係ノ調査審議ヲ遂ケ具ニ覆答スル所アリタリ蓋皇族ノ婚嫁ニ関スル皇室典範第三十九

条ハ王公族ニ関シ素ヨリ昭示ヲ欠クト雖立法ノ本旨ハ嫁娶俱ニ尤名位ヲ重ムシタルノ義ニ外ナラス而シテ王公族ハ明治四十三年八月二十九日公布ノ韓国併合条約併合詔書及旧韓国皇室ノ優遇ニ関スル詔書ノ各明文ニ稽ヘ又併合以來皇室竝國家ノ王公族ニ対スル待遇ノ実跡ニ徴シテ其ノ地位当ニ皇族ニ準スヘキモノタル□□□レズ王公族ノ分義既ニ此ノ如シ是ヲ皇室典範ノ規定ニ照校シ其ノ解釈ニ於テ何等支吾スル所ナシト議定シタル所以ナリ臣曩ニ局議ヲ尽シ 聖鑑ヲ仰キタル王公家軌範案ハ即チ王公族ノ国法上ニ於ケル地位ハ必然皇族ニ準スヘキモノトシテ諸般ノ条規ヲ設ケ婚嫁ニ付テモ亦此ノ見解ニ基キ規定スル所アリタリ然ルニ今ニ迨ヒ卒然前議ヲ翻シテ皇室典範ノ改正ニ須タントスルニ至リテハ万世不磨ノ大典ニ対シテ輒ク条章ヲ揺撼スルノ傭ヲ作ルノ嫌ナキ能ハス臣蚍蜉ノ短見肯テ卑説ヲ固守スルモノニアラス祇テ更ニ覃思研覈スルヲ悒マスト雖抑皇室典範ハ先帝立憲ノ經始ニ方リ憲法ト共ニ國家ノ根本大典トシテ欽定シ給フ所ニシテ併合詔書及旧韓国皇室ノ優遇ニ関スル詔書モ亦均シク

先帝ノ遠猷ニ基キ渙發セラレタル不朽ノ恩典ナリ彼此相對照シテ精思熟考スレハ明ニ典憲ノ改正ヲ為スヘキニアラス臣恐懼筆ヲ擱シテ為ス所ヲ知ラス

伏シテ惟フニ臣等ノ議定ハ慎重審議ノ末ニ成リ情理俱ニ其ノ宜ヲ制スルモノタルコトハ今仍臣ノ確信シテ疑ハザル所ナリ不幸ニシテ其ノ議容レラレス再考殆ント余地ナシ復タ安ソ晏然トシテ重任ヲ汚シ來ノ跡ヲ糊塗スルニ忍ヒンヤ仰キ冀ハクハ

陛下臣ノ微衷ヲ愍ミ特ニ再生ノ恩ヲ垂レ給ヒ速ニ總裁ノ任務ヲ解カレムコトヲ臣已代治誠恐誠惶頓首謹ミテ奏ス

大正七年十月二十日

皇室制度審議會總裁子爵伊東巳代治

伊東からこの上奏文を手渡された波多野宮内大臣は相当に驚いた様子で、「這は容易ならざる事にして何とか御再考を請ふの外なく兎も角今日は此儘御預り致置くへし」と言つたといふ。⁽³⁷⁾

十月二十三日、伊東は寺内前首相を訪ねて原首相、波多野宮相との会談の顛末を話し、寺内からは波多野宮内大臣が今回の婚嫁について別段天皇の内許があつたわけではないと失言したことに対して直に兎玉伯爵を呼び寄せて宮相を詰問したことを聞かされたが、その席で伊東は改めて典範改正に伴う悪影響についての持論を開陳、更に辞表を奉呈したのは前途を憂慮したからであるとも詳述した。⁽³⁸⁾

さて伊東から典範改正案及び上奏文を受け取つた波多野宮内大臣は、十月二十五日に原首相に皇室典範増補の件を照会して同意を得、更に伊東を訪問して、従来の皇室典範改正の方針を典範の「増補」にかつその文言も「皇族女子は王族又は公族に嫁することを得」と改めることに決したこと、また理由説明文を添付しないことにしたと、これは伊東らの注意を斟酌したものであること等を報告、併せて皇室制度審議会の事業存続のためにも委員たちの辞表撤回を懇望した。これに対して伊東は、辞表提出も協議の結果であるから今さら審議会委員に留任の伊東自ら勧告をすることは出来ない⁽⁴⁰⁾と返事した。

翌二十六日、伊東は故伊藤博文十周年忌の墓参に際して後藤新平と会い婚嫁問題を話したところ、後藤は「虚心坦懐に此の問題を考慮するときは将来容易ならざる悪結果を来し、朝鮮統治は根本的に破壊する而已ならず延ひて民族自立問題をも引起すに到るべく」云々と語つたといふが、⁽⁴¹⁾事態の推移はもはやこれを如何ともすることは出来

なかつた。

すなわち十月二十八日に枢密院に於いて皇室典範増補案の審査報告（国立公文書館所蔵、枢密院秘書課「皇室典範増補案 大正七年十一月一日決裁」）が行われて全会一致で議決され、十一月一日には枢密院会議が開催されて、全会一致で増補案が可決され、二日には皇族会議が開かれ、皇室典範の増補が枢密院に於ける議決通り可決されたのであつた。⁽⁴⁴⁾

ここに於いて皇室典範の増補が確定、十一月二十八日に皇室典範増補奉告祭が行なわれ即日公布されたのである。因みに皇室典範増補案が枢密院で審議決定された前後、各新聞は典範増補問題をめぐって記事を掲載し、枢密院側と帝室制度審議会側との確執についてかなり詳細に報道した。例えば十一月一日の『東京朝日新聞』には「典範改正の枢議」「典範改正の意義、一箇条増補追加」という見出しに続いて、

王世子李垠殿下の御結婚に關する皇室典範の改正案は御諮詢に依り愈今一日宮中に開会の枢密院臨時會議に附議さるゝことに決定し、宮内省側よりは波多野宮相、石原同次官、倉富帝室會計審査局長官等出席説明の任に當るべく、波多野宮相は三十日午後急遽転任先より帰京したる山県公爵並に松方侯爵と会見、最近の経過を報告すると共に種々打合せを遂げたる模様なるが、本日の同會議は院内の純法理論派にして同案の特別委員として此程來審議に當りたる穂積、富井、一木各顧問官等の主張通り案外無事に通過決定を見るべく、茲に三年越しの懸案たりし同問題も法理的には兎も角も一段落を告げ従つて王世子殿下と梨本宮方子殿下との御婚儀も速からず日出度執行はせらるゝ運びとならん、

云々とこの問題の経緯を説明した後、「事は皇王族の結婚て、ふ極めて單純なるが如きも、一面より觀察する時は是

に依りて皇室と朝鮮王族との關係を典範の成文に依りて明瞭ならしめ同時に李王家子孫の位置を法理的に確立する結果となり、將來鮮民統治上にも精神的に至大の影響を及ぼすに至るべく其意義誠に軽からず」と、本問題の重要性を述べ、そして、

本問題に關して宮内省側（皇室制度審議會）と枢府側との間に所見不一致を見るに至りたる経緯に就ては、事態皇室の御上に互るの嫌ひあり、軽々しく問題の核心に觸るゝを好まざるも、典範の改正と王公家軌範とは全然別個の問題として取扱ふを至当とすべく、一昨大正六年夏頃寺内伯が急遽朝鮮より上京したる際一応上聞にも達し奉り、元老等の同意を得たる上兩殿下の御婚約に就て斡旋の歩を進めたるに、其後伊東巳代治子の總裁たる帝室制度審議會は波多野宮相の諮問に対し典範第三十九条の解釈に広義説を採るを可とすべし（既に一方御婚談進行中故）との答申を為したるが抑本問題の端緒なるが、最近枢府側に於て改正説を固執するに至ればとて審議會の伊東子、平沼、岡野兩博士等の上に直に責任問題を惹起すべき動機なきも、情誼上又面目上右三氏が辞任するが如き事あらば、事實に於て審議會は瓦解するやも知れずと觀測せられ、伊東子爵の枢密院に於ける面目も為に丸潰れとなるべき迄に行詰り居れば、同子爵は今日の枢府會議には多分出席を見合すべしとも伝へられ居れり、兎に角も氣の毒なる立脚地に在るは宮相波多野子爵なるが、宮相の責任進退問題に就ては二様の觀測あり、曩に審議會の答申に基き典範非改正主義を堅持しながら今遽に前説を更改して枢府側の純理論說に屈從したればとて、行政事務上職を賭する程の責任問題を惹起する謂はれなしと云ふも一説たるべく、兎角は山県公等の態度及び今後の雲行次第にて如何なる變転を見るに至るやも知るべからず、（読点、島）と責任問題についても言及している。また別の新聞が、伊東等の辭職の原因は宮相が帝室制度審議會に謀らずに典

範改正案を枢密院に提出、伊東等の感觸を傷つけたからだとの訛説を掲載したため、一時宮相もこれは伊東等の行為に相違ないと憶測したこともあった。⁽⁴⁶⁾ このように伊東等の辭職問題が新聞に報道されたこともあって、一二の政治家が伊東を訪うて同情を示し、⁽⁴⁷⁾ 更に波多野宮内大臣も「止むを得ず典範の改正案を提出したるも、王公の国法上の地位は断して予（すなわち伊東）等と見解を同しく、枢府に唱へるか如き平民論は必ず之を排斥すべく、随て王家軌範は今後再査の節、多少文字上の修補を為すことあるも、主義に至りては終始一貫して毫も淪ることなかるべきを」⁽⁴⁸⁾ 誓い、平沼や岡野にも會つて帝室制度審議會に留任するように懇請した。⁽⁴⁹⁾

これに対して枢密院議長の山県は、三日、原が今回の皇室典範改正の事について伊東、清浦、寺内等と話合つた顛末を語つた際に、伊東について「何分三百代言様なり、畢竟憲法起草頃の頭にて今日の事實をも料理せんとする誤解に出づ、又帝室制度審議會總裁を辞すると云ふも眞実辞するにも非らざるべし、内大臣の秘書官にてもやるなど、云ひ居るに非らざるや」と言い、大いに伊東を非難、伊東等の辞表を聴許すべしとの説であつた。⁽⁵⁰⁾ 十一日の『東京日々新聞』に「宮中府中の別」「伊東子爵の辭職に就て」と題する長文の記事が載り、

頃者、皇室典範増補問題に關し、帝室制度審議會總裁伊東子以下六名の辭職に依り、同審議會は事実上其存在を失へるの姿あり。其責任問題は別として、若し今日此審議會を存置するの必要なしとせば、此度の辭職沙汰を機會として、之を廢止するが当然なり。然れども、世間或は眼前に王公家軌範其他調査審議を経べきもの甚だ多きを以て、伊東子以下を要して留任せしむるか、然らざれば則ち別に其人を求めて其行務を継続せしめざるべからずと為す者なきにあらず。併しながら、吾輩をして忌憚なく言はしめば、我國の法制上果して此の如き審議を必要とすべきや否や疑問なるのみならず、斯かる特設機關を宮内省と枢密院との間に政治上重要問

題を処理するが如きは、恐らくは宮中府中の事を相混淆するの虞なきを得ず。

往年故伊藤公総裁の下に帝室制度審査局を組織し、帝室に関する重要規程の調査立案の事を担当し、其地位枢密院、宮内省及び内閣と相参互するの姿を成したり。然れども、是は伊藤公其人ありて初めて然るを得べく、此の如き特別機関は、憲法又は皇室典範の明文に其根拠を求むべからず。又我宮中には内大臣ありて常侍補弼の大任を負ふ外に、宮内省ありて皇室に関する一切の事務を処理するを以て、更に命令規程を審議すべき特設機関を置くべき必要はなき筈なり。仮令これ有りとするも、命令規程の調査規程は、官僚又は専門家の任務にして、今日の如き大袈裟なる審議會を置くを要せず。宮内省は宮中一切の事務を統理す、若し一定の調査立案を必要なりとせば、宮内大臣自己の責任を以て、相当なる官僚又は専門家をして其事に当らしむべし、特設機関を存置するの必要なきなり。

吾輩は敢て此に朝鮮の王公家軌範に就て論議することを欲せず、只此に一言すべきは、我帝国の其植民地に対する統治関係は、政治問題にして為政者総て其責に任ずべきものなることを主張するに止むべし。英吉利は其総ての植民地を以て皇帝の領土と為すの点に於て我日本も其原則を同うするも、印度の統治権を表明する所の根本規程たる千八百七十六年君主称号法は議會の協賛を経たる法律にして、此法律に依りて大英及愛蘭王は印度皇帝の称号を併せ有することを宣布したり。我日本と英国とは其法制を同うせず、我が天皇親政の範圍は極めて広大なるを以て、歐羅巴諸国の如く事毎に立法手続を経るを要せざるや勿論なり、然り、我は皇室令又は勅令を以て規定すべき事柄甚だ多しと雖も、其政治関係を有するものに就ては、自ら其権限と其責任との存する所を知らざるべからず、宮中に属する事は内大臣、宮内大臣其事に当り国政上の事は國務各大臣其責に任ず、

之を外にして権限を有するものなく、又責任を負ふべき者なきはずなり。而して我国法上内大臣、宮内大臣は政治上の責任を負ふの地位にあらざるを以て、大凡政治問題たるべき事柄は之を内閣に帰属せしむるを当然とす。我が在廷の有司にして此根本原則を誤らば、忽ちにして宮中府中の分域を乱し、権限責任の所在を晦蒙ならしむべきなり。豈慎まざるべけんや。

現在の帝室制度審議会は、其名目は相異なるも、実は伊藤公の帝室制度調査局の後身なり、伊東子其宮廷及び官僚に伸張する所の権勢を擁して其事に当り、其宛然伊藤公を以て自ら許す亦其故なしとせざるなり。審議会は宮内大臣の管轄の下にありと云ふと雖も、其実権は寧ろ宮内省を凌駕し、樞密院若くは内閣と相對峙するの姿を成すは自然の勢にして、此度の如きは宮内大臣其責を負はずして第三者の地位に立ち、審議會總裁以下其責を引いて辭職するといふが如きは、法制上より云はば頗る是れ本末顛倒なれども、亦是れ伊東子等が余りに権勢を揮霍したるの結果のみ。吾輩は引責辭職者に対して大に同情を表せんと欲するも、其組織編製不可なるものあり、且其事体甚だ論すべきもの多きを以て、此に數言を費すと云ふのみ。

と、帝室制度審議會の存在を宮中府中の別を乱すものと指弾し、かつ伊東の権勢揮霍を批判しているが、これ山県を初めとする樞密院側の意向を代弁したものであろう。

こうした中で、波多野宮相は何とか帝室制度審議會委員を留任させようと先ずは岡野を説得し、十一月十二日に岡野がその旨を伊東に伝えた。この説得によつて既に留任の方向に傾いていた岡野は「今日に至り總裁にして辭職せらるゝときは前来の功績を挙げて之を後任に譲る結果となり、反対者側の思ふ壺に入るものなるか故に、寧ろ其の裏を掻き此際は忍耐して残余の皇室制度を整頓し、当初の初志を貫くことに努力すへし」との趣旨を伊東に述べ

たが、伊東は、二十日、辞表提出には明白な理由があるのに対し、王公族の国法上の地位は帝室制度審議會の方針通りとするとの波多野宮相の言葉は信頼できないことを指摘して、改めて岡野に辞意の方針を伝えた。⁽⁵²⁾

さらに二十二日には、平沼と鈴木喜三郎が来訪し、岡野同様に「我々一同が辞職するときは反対者側は忽ち其の後を襲ふことを得、彼等の籌策に全然其の凶に当ること、なり、如何にも残念千万と謂ふの外なし」云々と留任の希望を伝えたが、伊東は「予の辞表には一は典範増補の非挙を諫奏すると、一は子の鄙見にして採択せられずんば即ち解任の恩命に浴せんことを願ふの二件の意義」があること、及び波多野宮内大臣に対する不信任感を縷々述べ、飽くまで辞任する意向であることを表明した。⁽⁵³⁾

そこで十二月二日、今度は波多野宮相自身が伊東を訪ね、ともかく岡野と平沼だけでも留任するよう勸諭しくれないかと依頼したので、伊東もこれを了承、⁽⁵⁴⁾四日、波多野は岡野、平沼、鈴木、山内、馬場の五名を呼んで留任の勧告した。その後、右五名が凝議した結果、「皇室諸令の制定を要するものも尠からざるに因り、夫等の事実を完成する為には総裁閣下にも過日米御決意の次第も拝承し居るも、此際枉けて留任せられんことを一同打揃ひ懇請したく」云々との結論を得、五日、伊東宅を来訪した。⁽⁵⁵⁾

ここに至って伊東は、十二月七日、後藤新平から

山県公の意見か果して将来皇室の為是なりと認めらるべきものなるに於ては老兄始め一同に対して辞職せらるゝ、事然るへし、若し之に反し山県公の意見か果して非なるものなりとせば老兄を始め諸氏も飽まで踏み止まりて奮闘せらるゝこと皇室の御為なるへしと確信す、

との勧告を得、更に八日には原首相からも

元來皇室制度の事は老兄の担任に待つものなるか故に、老兄にして辞意を翻されざるに於ては前途甚た覚束なく此の際留任は余も亦希望する所なり、

との答えを得て、同日岡野に、翌九日には平沼に、断然従前の決意を翻す旨伝え、その上で十日に波多野宮内大臣を訪問して辞意を撤回したのである。⁽⁵⁶⁾ かくして帝室制度審議会委員の辞職問題も落着した。

この後、王公家軌範案は大正十五年十月二十九日に枢密院に諮詢され、十一月五日に審査報告(国立公文書館所蔵、枢密院秘書課「王公家軌範案 大正七年九月二十五日返上」)が行なわれた。そして十日に原案通り可決されて、十二月一日、皇室令第十七号として官報号外でようやく王公家軌範が公布されたのであった(全七編二二五箇条)。今その編章を示せば、以下の通りである。

第一編 王家及公家

第一章 王系及公系(一一―一三)

第二章 王族及公族(一四―二七)

第二編 身位

第一章 総則(二八―三七)

第二章 成年(三八―三九)

第三章 班位(四〇―五〇)

第四章 叙勲任官(五一―六〇)

第五章 身位喪失(六一―六八)

- 第六章 懲戒（六九―七五）
- 第七章 失踪（七六―八〇）
- 第三編 財産
 - 第一章 総則（八一―九五）
 - 第二章 世襲財産（九六―一一一）
- 第四編 親族
 - 第一章 総則（一二―一七）
 - 第二章 婚嫁（一八―二七）
 - 第三章 親子（二八―三三）
 - 第四章 親権（三三―三八）
 - 第五章 後見（三九―四六）
- 第五編 相続
 - 第一章 総則（四八）
 - 第二章 遺産相続（四八―一八〇）
- 第六編 喪葬
 - 第一章 喪儀（二八一―八五）
 - 第二章 服喪（二八六―九九）

第三章 墳葬（二〇〇—二〇三）

第七編 王公族審議會（二〇四—二二一）

附則（二二三—二二五）

附式

これを大正六年の王公家軌範義解案と比較してみると、大部分は字句の修正であつて、構成及び条数の点では両者殆ど同じである。顯著な相違はと言へば、大正六年案の第二十二條「王公族ニハ其ノ皇族ト相渉ル事項ニ付テハ皇族ニ関スル規程ヲ適用ス王公族ト人民トニ渉ル事項ニ付テハ王公族ニ関スル規程ニ依ル」、第一百二條「皇族女子王公族ニ嫁スルトキハ結婚ノ礼ヲ行フ前賢所皇靈殿神殿ニ謁シ且天皇皇后太皇太后皇太后ニ朝見ス」及び附式第三の「皇族女子王公族ニ嫁スル場合ニ於ケル式」「賢所皇靈殿神殿ニ謁スルノ儀」がすべて削除されたことぐらいであらうか。いずれにしても詳細な経緯に付いては別途、考察しなければならぬ。

注

- (1) 官報、「明治天皇紀」、栗原広太、「皇室典範其他皇室法令の制定史に就いて」。
- (2) 栗原「皇室典範其他皇室法令の制定史に就いて」。
- (3) 官報、栗原「皇室典範其他皇室法令の制定史に就いて」。
- (4) 憲政資料室蔵、「寺内正毅日記」、高久嶺之介「大正期皇室法令をめぐる紛争」(上)・(下)、「社会科学」第三三、三四号、一九三三年、同「近代日本の皇室制度」(鈴木正幸編「近代の天皇」所収、吉川弘文館、一九三三年)。
- (5) 栗原「皇室典範其他皇室法令の制定史に就いて」。
- (6) 国立国会図書館憲政資料室蔵平沼驥一郎文書「韓議第五号」、印刷は十一月十八日。
- (7) 韓議第十号「李王家関係ノ諸案起草ニ関スル子決問題決議要旨」参照、平沼文書。

- (8) 四季書房、昭和十六年刊、一八七頁以下。
- (9) 後にこれを「韓議第二十七号ノ一」と改める。
- (10) 「曩に及送附候」韓議第二十六号」は之を『韓議第二十七号』ノ一と御訂正被成下度候也」との識語がある。
- (11) 大正七年一月十七日、「韓議第二十八号」として配布されている。
- (12) 平沼文書及び倉富文書所収の大正七年一月十七日配布「波多野宮内大臣上奏文（王公族ニ関スル詔書案並王公家軌範案）」（韓議第二十九号）。
- (13) 国立文書館所蔵、枢密院秘書課「王公家軌範案。大正七年九月二十五日返上」。但し陸軍大臣のみこれにサインしていないのは何故か、その理由は未だ追求していない。
- (14) 平沼文書所蔵「王公家軌範案ニ関スル枢密院特別委員ノ相談会」。国立公文書館所蔵、枢密院秘書課「王公家軌範案 大正七年九月二十五日返上」。前掲高久論文「大正期皇室法令をめぐる紛争」参照。
- (15) 国立国会図書館憲政資料室蔵「寺内正毅文書」、前掲高久論文「大正期皇室法令をめぐる紛争」所引。
- (16) 小林龍夫編、昭和四十一年、原書房刊、一二頁以下。
- (17) この日記中の「皇室令兩案」とはここで問題にしている王公家軌範案と、今一つは同じく帝室制度審議会でこの頃起草していた皇室裁判令との二つである。
- (18) なお前掲高久第二論文参照。
- (19) 『原敬日記』第五卷、一五頁以下。
- (20) 『翠雨莊日記』二〇頁以下、九月二十七日条及び二十九日条参照。
- (21) 『原敬日記』第五卷、一九頁、十月二日条。
- (22) 『翠雨莊日記』四二頁以下。
- (23) 『翠雨莊日記』四五頁以下。
- (24) 『翠雨莊日記』五〇頁。
- (25) 『原敬日記』第五卷、二二頁。
- (26) 『原敬日記』第五卷、二二頁。

- (27) 『原敬日記』第五卷、二二頁以下。
- (28) 『原敬日記』第五卷、二三頁以下。
- (29) 『翠雨莊日記』五九頁以下。
- (30) 『原敬日記』第五卷、二三頁以下。
- (31) 『原敬日記』第五卷、二四頁。
- (32) 『翠雨莊日記』七〇頁以下。
- (33) 『翠雨莊日記』七〇頁以下。
- (34) 『原敬日記』第五卷、二六頁。
- (35) 『原敬日記』第五卷、二八頁。
- (36) 『原敬日記』第五卷、二八頁。
- (37) 『翠雨莊日記』七八頁以下。
- (38) 『翠雨莊日記』八一頁。
- (39) 『原敬日記』第五卷、三一頁。
- (40) 『翠雨莊日記』八一頁以下。
- (41) 『翠雨莊日記』八一頁以下。
- (42) 國立公文書館所藏、枢密院秘書課『審査報告書大正六年同七年』。
- (43) 『原敬日記』第五卷、三二頁。
- (44) 『原敬日記』第五卷、三三頁。
- (45) 『原敬日記』第五卷、四四頁。
- (46) 『翠雨莊日記』八七頁。
- (47) 『翠雨莊日記』八六頁及び八八頁以下。
- (48) 『翠雨莊日記』八八頁。
- (49) 『翠雨莊日記』九四頁以下。

- (50) 『原敬日記』第五卷、三三三頁。
- (51) 『翠雨莊日記』九六頁。
- (52) 『翠雨莊日記』九六頁以下。
- (53) 『翠雨莊日記』九九頁以下。
- (54) 『翠雨莊日記』一一六頁。
- (55) 『翠雨莊日記』一一七頁以下。
- (56) 『翠雨莊日記』一二二頁以下。